

四半期財務諸表等に対する監査手続きの変更について

資金管理法人は資金管理業務規程第32条第2項の規定にもとづき四半期毎の財務状況を公表しているが、我が国においては四半期財務諸表等に対する監査基準として一般に公正妥当と認められるものがないため、「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について(中間報告)」(日本公認会計士協会 監査・保証実務研究報告第9号)を勘案した手続きを監査法人が実施し、その結果について報告書を添付していた。

しかしながら、平成18年6月に成立した金融商品取引法においては、平成20年4月1日以降開始する事業年度から、上場企業等に対して四半期報告書の提出が義務付けられ、当該報告書に記載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明書を受けることとされた。これを受けて、企業会計基準委員会は四半期財務諸表の作成基準である企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を平成19年3月14日に公表し、企業会計審議会は平成19年3月27日に四半期レビュー基準を公表した。

したがって、平成20年度からは上場企業等に対して当該四半期レビュー基準で監査法人が監査を実施し、その結果を四半期報告書として提出しているため、資金管理法人においても今年度第1四半期からこの基準に準拠した手続きを実施することとした。

四半期レビュー基準は上場企業等を対象としたものであるが、我が国において一般に公正妥当と認められるものであり、資金管理法人が従来実施していた手続き基準を下回るものではない。

なお、四半期財務諸表等に対する報告書の変更点は別紙のとおり。

以上